

# 福井市大学生U・Iターン就職促進事業企画運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務概要

- (1) 業務目的 県内外の大学生を対象に、市内企業の魅力を伝え、福井で働くことを考える機会とする事業を開催し、大学生の市内企業への就職を促進する。
- (2) 業務名 福井市大学生U・Iターン就職促進事業企画運営業務
- (3) 業務内容 別紙 大学生U・Iターン就職促進事業企画運営業務仕様書 のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

## 2. 業務に要する費用(予定価格)

1,551,000円(消費税等を含む。)

※なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

※事業の企画運営の一部を委託するものである。費用に含まれる内容については、仕様書に定めるとおりとする。

## 3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 福井市内に本社又は営業所等を有していること。
- (2) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱(平成11年12月20日施行)の規定に基づき、本市の一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている又は公表日から参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (3) 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止措置又は指名除外措置を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

- (8) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
- ①親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
  - ②親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
  - ③一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
  - ④一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (9) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (11) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、福井への就職促進を目的とした事業の実施実績を有していること。（主催か受注かは問わない）
- (12) 参加者は、受託候補者特定までの間に、前各項目に規定する参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

#### 4. 募集方法

プロポーザルの実施については、しごと支援課ホームページに公表し、参加者を募集する。

#### 5. スケジュール

実施要領等の公表	令和5年4月10日(月) (ホームページ)
質問提出期限	令和5年4月17日(月) (電子メール) 17時15分 (必着)
質問に係る回答	令和5年4月19日(水) (ホームページ)
参加申込書の提出期限	令和5年4月26日(水) (持参・郵送・電子メール) 17時15分 (必着)
参加資格審査の結果通知	令和5年5月2日(火) (電子メール)
企画提案書の提出期限	令和5年5月15日(月) (持参・郵送・電子メール) 17時15分 (必着)
審査 (プレゼンテーション)	令和5年5月下旬 (予定)
選定結果の通知	令和5年6月2日(金)までに (郵送及びホームページ)
契約締結	契約締結の協議後

## 6. 質問及び回答

- (1) 提出期限 令和5年4月17日(月) 17時15分(必着)
- (2) 提出方法 「応募に関する質問票」別紙【様式1】により、電子メールにて提出  
(送受信に係るトラブルを防ぐため、送信した旨を電話で連絡すること。)
- (3) 回答期限 令和5年4月19日(水)
- (4) 回答方法 しごと支援課ホームページに掲載  
※電子メール以外の方法で提出された質問については回答しない。

## 7. プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、次によりプロポーザル参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和5年4月26日(水) 17時15分(必着)
- (2) 提出方法 持参・郵送・電子メールのいずれか  
※持参の場合は、平日の8時30分から17時15分の間に持参すること。  
※郵送の場合は、書類の收受に争いが生じないように、配達記録の残る書留郵便等とすること。  
※電子メールの場合は、送受信に係るトラブルを防ぐため、送信した旨を電話で連絡すること。
- (3) 提出先 〒910-0858  
福井市手寄1丁目4-1(アオッサ5階)  
福井市 商工労働部 しごと支援課  
電話：0776-20-5321  
メール：shigoto@city.fukui.lg.jp
- (4) 提出書類 プロポーザルに参加する者は、次のとおり必要書類を提出すること。
  - ①参加申込書【様式2】
  - ②参加資格誓約書【様式3】
  - ③参加事業者の概要、事業内容が分かる書類【任意様式】
  - ④業務実績調書【様式4】  
※調書に記載の業務実績を示す資料(契約書、報告書等の写し)を添付すること。

(参加申込書の提出時点で福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合)

  - ⑤福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書受領書の写し(受付印が押してあるもの、又は受付したことがわかる書類)
- (5) 提出部数 各1部

## 8. 参加資格審査の結果通知

参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果(参加資格の有無)を令和5年5月2日(火)までに電子メールで連絡する。

## 9. 企画提案書の提出

参加資格要件を満たした者は、次により企画提案書を提出するものとする。企画提案は1者1提案とすること。

(1) 提出期限 令和5年5月15日(月) 17時15分(必着)

(2) 提出方法 持参・郵送・電子メールのいずれか

※持参の場合は、平日の8時30分から17時15分の間に持参すること。

※郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る書留郵便等とすること。

※電子メールの場合は、送受信に係るトラブルを防ぐため、送信した旨を電話で連絡すること。

(3) 提出先 〒910-0858

福井市手寄1丁目4-1 (アオッサ5階)

福井市 商工労働部 しごと支援課

電話：0776-20-5321

メール：shigoto@city.fukui.lg.jp

(4) 提出書類 ①企画提案書提出届(別紙)【様式5】

②企画提案書(A4版・任意様式)

(5) 提出部数 持参・郵送の場合 正本1部、副本6部

※正本には事業者名を記載し、副本には事業者名を記載しないでください。

電子メールの場合 事業者名の記載があるもの及び無いものを各1式

## 10. 受託候補者の選定等

(1) 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、別に設置する「審査委員会」において、企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、受託候補者を1者選定する。プレゼンテーションの実施日等の詳細は別途通知する。

① プレゼンテーション日時

令和5年5月下旬(予定)

② 留意事項

・プレゼンテーションは、各提案者30分(説明時間20分、質疑応答10分)以内とする。

・出席者は2名以内とする。

・プレゼンテーションで使用するスクリーン及びプロジェクターは市で準備する。

※使用を希望する場合は事前に連絡すること。

・プレゼンテーションは、本業務の責任者又は担当者が行うこと。

(2) 審査基準

【プログラムの内容について】(50点満点)

①大学生の市内中小企業への就職意欲が高まるプログラムであるか。

・福井で働く魅力が伝わるか。

- ・市内企業の仕事に興味を持てる企画であるか。
- ・市内企業で働くイメージを持てる企画であるか。
- ②就職活動に役立つプログラムであるか。
  - ・企業を選ぶ際のポイントが分かる企画であるか。
  - ・採用試験やエントリーシート作成に役立つ内容が盛り込まれた企画であるか。
  - ・効果的に企業訪問ができるよう、準備の時間は工夫されているか。
- ③大学生の参加意欲が高まるプログラムであるか。
  - ・参加することで多くの知識や情報、経験を得ることができる企画であるか。
  - ・大学生の興味関心をひくプログラムであるか。
  - ・大学生が事業の期間中、継続してモチベーションを保てるよう工夫されたプログラムであるか。
- ④独自性のあるプログラムであるか。
- 【広報方法について】（10点満点）
- ⑤広報方法は、参加学生の募集のために効果的か。
  - ・県内外の学生の目に触れる媒体の広報を提案しているか。
  - ・学生間で簡単に拡散できる広報方法か。
- 【運営体制や実績等について】（10点満点）
- ⑥類似事業の実績があるなど、十分な業務遂行能力が認められるか。
- ⑦費用対効果は優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正に積算されているか。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全者に対し、令和5年6月2日（金）までに書面及びしごと支援課ホームページで通知する。

## 11. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 12. 契約の締結

- (1) 市は、審査委員会において受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行う。
- (2) 企画提案書等の内容を基に業務履行に必要な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。
- (3) 次の場合には、発注者は契約締結を取り消す場合がある。
  - ①受託候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき。
  - ②財務状況の悪化等により業務の履行が確実にない恐れがあるとき。

③提出書類に、故意に虚偽の記載をした場合

④その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託契約が不可能又は著しく不適當となるような事情が生じた場合

### 13. その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (3) 提出期限後における応募書類の再提出及び差換えは認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (5) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (6) 応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により当課に提出すること。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (8) 業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (9) 企画提案書は、仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- (10) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。  
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。  
また、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、しごと支援課ホームページに掲載するものとし、審査結果には、提案者数及び受託候補者を掲載する。
- (11) 企画提案の内容については、当課と協議の上、変更して実施することがある。
- (12) その他、不明な点については、当課に照会すること。

### 14. 問合せ先

〒910-0858

福井市手寄1丁目4-1 (アオッサ5階)

福井市 商工労働部 しごと支援課

TEL : 0776-20-5321 FAX : 0776-20-5323 E-mail : shigoto@city.fukui.lg.jp